

水道工事特記仕様書

佐賀東部水道企業団

1. 適用

この特記仕様書は、佐賀東部水道企業団が発注する「神崎市神埼町重要給水施設配水管耐震化工事(その6)」について適用する。

なお、この特記仕様書に記載のない事項については、佐賀県の土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理の手引き、日本水道協会の水道工事標準仕様書等、国、県、もしくはその他公的機関の定めた規定に従い施工するものとする。

2. 工事概要

- (1) 契約番号 2507100046
- (2) 工 事 名 神崎市神埼町重要給水施設配水管耐震化工事（その6）
- (3) 概 要 本工事は神崎市神埼町尾崎において、神崎市が地域防災計画で定める重要給水施設までの配水管を耐震化する工事である。
- 内容は下記のとおりとする。
- ・ 配水管布設工 1 ϕ 150 GX-DIP L=106.1m
 - ・ 配水管布設工 2 ϕ 150 GX-DIP L=113.4m
 - ・ 消火栓設置工 1 基
 - ・ 付帯工 一式
 - ・ 既設管処理工 ϕ 150 管閉塞 L=219.5m
 - ・ 既設管接続工 6 件
- (4) 数 量 別紙設計書のとおり
- (5) 工 期 契約日より令和 7 年 10 月 31 日まで

3. 特記事項

本工事は、週休 2 日試行対象工事(現場閉所)である。

実施にあたっては、佐賀東部水道企業団「週休 2 日試行工事」実施要領(HP参照)に基づき実施すること。

疑義が生じた場合又は記載のない事項については監督員と協議するものとする。

(1) 工事看板

本工事で設置する工事看板は、工事の目的を分かりやすく明確にするために、次の内容を明記する。また、工事看板のサイズについては、設置場所に適したものとする。

工事の目的：『地震に強い水道管に入れ替えています』

工 期：『令和 7 年 10 月 31 日まで』（工期の末日のみ記載）

時 間 帯：『9:00～17:00』（昼間工事の場合）

連 絡 先：『発注者 佐賀東部水道企業団 事業推進課 電話 0952-30-6202』

『施工者 株式会社〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇』

(2)材 料

①建設資材

本工事で使用する埋戻し材の規格及び品質は、建設材料試験成績書により使用材料承認願で承認されたものでなければならない。

改良土については、現場発生土に生石灰 40kg/m³を攪拌混合し養生した後、コーン指数 800kN/m²以上(第2種建設発生土程度)を満足することを確認する。また、実施したコーン指数試験の結果を監督員に提出すること。

②管材料

本工事で使用する配管材料は、材料承認図等を添付した使用材料承認願で承認されたものでなければならない。

また、それらの材料については、監督員による材料検収立会を受けること。

さらに、品質管理項目として、日本水道協会の品質証明が付された受検証明書、もしくは、メーカーが発行する検査証明書等を監督員に提出すること。

(3)土 工 事

①舗装版切断

本工事では、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に行うとともに、処分先、収集運搬業者、運搬距離等の処理方法を施工計画書に明記すること。加えて、委託契約書等の関係書類の写しも添付すること。

また、処分後は産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写しと産業廃棄物総括表(汚泥)を監督員に提出すること。

なお、処分に必要と認められる経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とすることができる。

②建設副産物

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に行うとともに、処分先、収集運搬業者、運搬距離等の処理方法を施工計画書に明記すること。加えて、委託契約書等の関係書類の写しも添付すること。

また、産業廃棄物は原則、施工計画書に明示した処分場へ直接搬出するものとする。

なお、処分後は産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写しと産業廃棄物総括表(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)を監督員に提出すること。

不要となった現場発生土(建設発生土)については、適正な処理施設への搬出を原則とする。搬出先の処理施設名称等・運搬先所在地・運搬数量・運搬距離を施工計画書に明記し、搬出後は搬出先管理者から受領書等の交付を求めその写し及び発生土搬出管理表を

監督員に提出すること。

◎公共工事建設副産物処理について

1. 処理条件は下記のとおりとする。

	処理の 区別	運搬数量 (m^3 、t)	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等
コンクリート塊	B 任意	0.02 m^3	6.5km	佐賀市兵庫町大字 西湊 1677-6	(株)丸信開発工業
アスファルト・ コンクリート塊	B 任意	28.53 m^3	6.5km	佐賀市兵庫町大字 西湊 1677-6	(株)丸信開発工業
建設発生木材					
その他					
建設発生土	C 任意	43.41 m^3	4.5km	神埼郡吉野ヶ里町 大曲 3162-11	一番ヶ瀬商店

{A: 自ら利用(現場内利用)・B: 中間処理施設・C: 最終処分場}への搬出及び{指定・任意}処分を記入

※任意の場合、記載している処分施設以外への搬出を制限しない。

※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、建設リサイクル法第16条により最終処分はできない。

2. 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、請負業者の協議により設計変更する。

③埋戻工

本工事では、管周辺には保護砂を使用し、管上 10cm となるように敷均した上で、管下部にも十分行き渡るように埋め戻し、路面の沈下を防ぐ。保護砂上部には改良土を使用し、改良土 1 層目は層厚 20cm となるよう敷均し、タンパまたはバイブロコンパクタ等を使用し転圧する。以降は仕上り厚が 30cm を超えない範囲で一層毎に十分締固めを行う。

なお、改良土については、工事着手後初期の段階において、現場密度試験(JIS A1214)を 1 回(3 箇所)行うこと。また、品質管理として、佐賀県の「土木工事施工管理の手引き」を参考に品質管理計画表を作成し、施工計画書に添付すること。

(4)管布設工事

①GX形ダクトイル鋳鉄管の接合

GX形ダクトイル鋳鉄管の接合については、日本ダクトイル鉄管協会発行の接合要領書を確認の上、不備のないよう施工すること。また、品質管理項目として、既定の継手チェックシートに必要事項を記入する旨を施工計画書に明記すること。

②既設管接続

既設管との接続において断水を伴う場合には、企業団にて作成した断水広報チラシを断水日前日までに対象家屋に配布し、周知させること。

また、接続工事は断水時間が制約されるため、企業団による充水洗管等の作業時間を考慮の上、監督員と十分協議し、綿密な計画を立てること。

③ポリエチレンスリーブ被覆

スリーブの固定は、原則、固定用ゴムバンドと管明示テープ双方を用い、各種1m間隔(ゴムバンドとテープとの間隔は 50cm)で巻き付ける。また、継手部は固定用ゴムバンド4組にて定着させること。

④各種弁筐の高さ調整

各種弁筐について、本復旧までに沈下した場合には、嵩上げリング等専用の部材を使用して仕上り高の調整を行い、周辺路面との段差が生じないようにすること。

⑤水圧試験

配管終了後、企業団により管内充水作業を行った上で、水密性確認のための水圧試験を、監督員立会いのもと実施する。

原則、試験水圧は 1.2MPa、保持時間は 5 分間とし、水圧低下のないことを確認する。ただし、水道配水用ポリエチレン管路については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)が推奨する方法に準じ実施すること。その他、推進部や水管橋部等の特別な場合においては、監督員の指示に従うこと。

また、水圧試験に必要なテストポンプ、発電機及び水道水等は、請負者において準備すること。

(5)復旧工事

①路盤工

本工事での路盤工については、工事着手後初期の段階において、現場密度試験(JIS A1214)を1回(3箇所)行う。また、品質管理として、佐賀県の「土木工事施工管理の手引き」を参考の上、品質管理計画表を作成し、施工計画書に添付すること。

②アスファルト舗装工

本工事では、アスファルト舗装の温度管理について、1日2回(午前・午後各1回)測定値を記録するものとする。その他の品質管理についても、佐賀県の「土木工事施工管理の手引き」を参考の上、品質管理計画表を作成し、施工計画書に添付すること。

③区画線工

横断歩道、停止線、区画線等を掘削除去した場合には、埋戻し後仮舗装の状態であっても、速やかに明示すること。

(6)既設給水管接続工事

請負者は、契約後速やかに監督員及び既設給水管接続工の設計者と打合せを行い、設

計者の意図を十分理解した上で施工すること。また、工事着手前には所有者(集合住宅の場合は管理者)の敷地内への立入り及び掘削の了承、加えてメーター位置の確認を行うこと。

(7) 交通管理工

本工事における交通誘導警備員については、B 84 人を計上している。保安対策について、警察や道路管理者または地元自治会等から変更の申し出があった場合には、監督員と協議を行うこと。

(8) 工事保険等

請負者は、工事に伴い第三者へ与える損害に備える第三者賠償責任保険、工事目的物及び工事材料等の損害に備える土木工事保険等に参加し、その保険証券の写しまたは付保証明書を監督員に提出すること。

(9) 完成図書(工事日報、工事写真等)

本工事の完成図書については、「佐賀東部水道企業団完成図書納品基準」(平成 24 年 10 月 3 日)に基づき作成することとし、詳細は監督員の指示に従うこと。その他、事前に提出した打合せ簿、安全管理書類、実施工程表等についても、監督員の指示に従い「工事関係書類綴り」に整理すること。